

知ろう!
守ろう!

かけがえのない 山梨の生き物たち

2018 山梨県レッドデータブック概要版

～山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例の概要～

地球上には、約3,000万種もの生き物（野生生物）がいると言われています。それらの野生生物がそれぞれに個性やはたらきを持ち、支え合って生きることによって、森林、草原、湿原、河川などの自然環境が保たれ、これらから得られる恵みによって私たち人間の暮らしも支えられています。

山梨県は、標高差の大きな山岳地帯に囲まれており、豊かな水に恵まれ、変化に富んだ地形・地質・気候をしています。そのため、多様な植生が見られ、多種多様な動物が生息しています。

しかし、今、野生生物はかつてないスピードで絶滅しています。ひとつの野生生物が絶滅すると、その野生生物とつながっていた別の野生生物に影響を与え、自然環境のバランスがくずれてしまいます。

豊かな自然環境や野生生物に恵まれた本県においても、野生生物の絶滅は進んでいます。

ひとつひとつの野生生物を絶滅から守るため、共に生きて行く方法を考える必要があります。

山梨県森林環境部みどり自然課

レッドデータブックとは？



絶滅のおそれのある野生生物をリストアップして生息・生育状況や特徴などを解説し、まとめたもので、どんな野生生物を守らなければいけないのかといったことを考えるためにも役立てられます。

山梨県における最初のレッドデータブックは、2005年(平成17年)に策定しましたが、その後、年月が経過し、野生生物の生息・生育状況に変化が生じたため、2018年(平成30年)に改訂版のレッドデータブックを発行しました。

2018山梨県レッドデータブック掲載種一覧

カテゴリー	植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	合計
絶滅		2				1	4	7
野生絶滅	4							4
絶滅危惧Ⅰ類 ¹⁾							2	2
絶滅危惧ⅠA類	135		3		1		17	156
絶滅危惧ⅠB類	166	3	9				20	198
絶滅危惧Ⅱ類	88	5	10	2	1	2	36	144
準絶滅危惧	34	6	19		2		34	95
情報不足	42	6	18	2	1	5	17	91
合計	469	22	59	4	5	8	130	697
絶滅のおそれのある地域個体群						4	1	5
要注目種		11			1	1	4	17
要注目地域個体群							4	4

1) チョウ目ガ類のみ該当する

2018山梨県レッドデータブックのカテゴリーと基本概念について

絶滅	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	県内において絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類	県内において絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
要注目種及び要注目地域個体群	近い将来絶滅危惧に移行しないか、その動向を注目する必要がある種、または地域個体群



2018山梨県レッドデータブックに掲載された 主な希少野生動植物種



マツバニンジン (アマ科)

絶滅危惧 I A 類

2015年に初めて山梨県で発見される。草原に生育するため、草原の減少に伴って個体数が減少する危険性がある。



キンラン (ラン科)

絶滅危惧 I B 類

低山から山地の雑木林内や林縁に生育する。広い範囲に点在して生育するが、個体数は少なく採取圧による減少の危険性が高い。



チチブコウモリ
(ヒナコウモリ科)

絶滅危惧 I B 類

南アルプス地域において、冬季のトンネル内、森林内で2015年に初めて確認された。森林伐採を伴う開発などがねぐら環境に影響を与える可能性が高い。



ニホンモモンガ (リス科)

準絶滅危惧

山地帯から亜高山帯の森林に生息し、営巣には樹洞を使うことが知られている。ムササビに比べ体長が小さく、鳴き声もほとんど出さないため、直接観察が困難で、その詳しい生態は不明な点が多い。



ライチョウ (キジ科)

絶滅危惧 I A 類

山梨県内では、南アルプスの白根三山、仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳などで確認されているが、数は少ない。特に北岳周辺の個体数の減少は深刻であり、環境省等により保護対策が取られている。



アカショウビン (カワセミ科)

絶滅危惧 I B 類

東南アジアで越冬し、夏鳥として渡来し、渓谷沿いのよく繁った広葉樹林帯に生息する。個体数は少ないものの毎年確認されている。



ニホンイシガメ (イシガメ科)

絶滅危惧 II 類

川底が砂礫底で泥などが少ない、綺麗な河川に生息する。山梨県内では、河川のほか、神社や公園の池などで放棄されたと思われる個体を見かける。



ヤマトイワナ (サケ科)

絶滅のおそれのある地域個体群

河川の最上流部の渓流域に生息する。川幅の広い本流部より、川幅が狭く勾配のやや急な支流などに多く生息している。



アカハネバッタ (バッタ科)

絶滅危惧 I A 類

2017年に初めて山梨県で発見される。草丈の低い所とやや高い所の混在する里山の草地の非常に狭い範囲に生息している。

2018山梨県レッドデータブックにおける野生生物の概況



アツモリソウ

ミヤマシロチョウ

キタダケソウ

盗掘と思われる跡

希少な高山植物が園芸目的で盗掘され、高山チョウが採集目的で捕獲されるおそれがあります。



クロゲンゴロウ

トノサマガエル

ミナミメダカ

耕作や森林整備が行われない地域などでは、里地里山の環境が変化し、身近な動植物が少なくなっています。



樹木の皮剥



高山植物を食べるニホンジカ（仙丈ヶ岳）



シカの食害を防ぐ柵の状況

ニホンジカが分布を拡大し、樹木や高山植物などに食害が発生しています。

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例について



「2005 山梨県レッドデータブック」の策定を受け、平成 19 年には「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定し、盗掘により絶滅のおそれのある高山植物などを指定希少野生動植物種（22 種）、特定希少野生動植物種（18 種）として指定し、採取や販売等を規制することにより保護を図ってきました。

さらに、「2018 山梨県レッドデータブック」の結果を受け、平成 31 年 1 月に新たに採集目的で捕獲され絶滅のおそれのある高山チョウなど 15 種を指定希少野生動植物種、そのうち 7 種を特定希少野生動植物種に追加指定しました。

指定希少野生動植物種とは

生きた個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷を禁止する種です。（卵及び種子を含む）

特定希少野生動植物種とは

指定希少野生動植物種のうち、譲り渡し等を監視する必要のある種です。

継続指定			追加指定（平成 31 年 1 月）			
区分	指定希少野生動植物種	特定希少野生動植物種	区分	指定希少野生動植物種	特定希少野生動植物種	
植物	キタダケソウ	○	植物	コシノコバイモ	○	
	キタダケキンポウゲ	○		ホザキツキヌキソウ	○	
	キタダケトリカブト	○		カイコバイモ	○	
	ヒイラギデンダ （クモイカグマ）	○		ミヤマアケボノソウ	○	
	ヒメデンダ （キタダケデンダ）	○		スルガジョウロホトトギス	○	
	キバナノアツモリソウ	○		ベニバナヤマシャクヤク	○	
	カモメラン	○		両生類	アカイシサンショウウオ	
	ホテアツモリ	○		魚類	ホトケドジョウ	○
	アツモリソウ	○		昆虫類	コヒョウモンモドキ	
	ニヨホウチドリ	○			オオイチモンジ	
	ホテイラン	○			コヒオドシ	
	タカネビランジ	○			クモマベニヒカゲ	
	タカネマンテマ	○			ミヤマシロチョウ	
	ハウオウシャジン	○	クモマツマキチョウ			
	ユキワリソウ	○	ベニヒカゲ			
	クモイコザクラ	○				
	ハコネコメツツジ	○				
	ムシトリスミレ	○				
	ヒメマツカサススキ					
	ヒツジグサ					
カリガネソウ						
鳥類	ライチョウ					
合計	22 種	18 種	合計	15 種	7 種	

追加指定希少野生動植物種（平成31年1月）



★コシノコバイモ（ユリ科）

絶滅危惧ⅠA類

山地の林下に生育する。
園芸採取や自然遷移による絶滅が危惧される。



★ホザキツクヌキソウ
（スイカズラ科）

絶滅危惧ⅠA類

山梨県に特産し、山地の林下に生育する。
生育地は極めて限られ、自然遷移による絶滅が危惧される。



★カイコバイモ（ユリ科）

絶滅危惧ⅠA類

山地の林下に生育する。
園芸採取や環境の変化による絶滅が危惧される。



★ミヤマアケボノソウ
（リンドウ科）

絶滅危惧ⅠA類

高山のやや湿った岩石地や草地に生育する。
土砂崩壊や自然遷移による絶滅が危惧される。



★スルガジョウロウホトギス
（ユリ科）

絶滅危惧ⅠA類

湿り気のある岩場に生育する。
園芸採取や環境の変化による絶滅が危惧される。



★ベニバナヤマシャクヤク
（ボタン科）

絶滅危惧ⅠA類

山地の林下に生育する。
森林伐採、園芸採取、自然遷移による減少が懸念される。



アカイシサンショウウオ
（サンショウウオ科）

絶滅危惧ⅠA類

赤石山脈南部の長野県・静岡県の限られた地域に分布するとされてきたが、2014年山梨県の非常に限られた地域にも分布することが確認された。確認個体数は少ない。



★ホトケドジョウ
（ドジョウ科）

絶滅危惧Ⅱ類

忍野村、富士吉田市、西桂町、都留市のごく限られた湧水が流れ込む小河川と水田の用水路だけに生息しており、生息環境の整った場所は少なく、個体数も少ない。



コヒョウモンモドキ
（タテハチョウ科）

絶滅危惧ⅠA類

南アルプス前衛山系、鳳凰山系、秩父山系、八ヶ岳などの亜高山帯から山地帯を中心に記録がある。ニホンジカの食害による食草の減少が本種の減少にも大きく影響していると考えられている。



オオイチモンジ
(タテハチョウ科)

情報不足

分布情報が乏しく、古くは瑞牆山麓など奥秩父からも記録されているが、最近では、八ヶ岳南西麓や南アルプス山系の野呂川・早川・小武川などの源流域のみで、個体数も極めて少なくなっているものと思われる。



コヒオドシ
(タテハチョウ科)

情報不足

南アルプス地域のみから記録があったが、近年、北沢峠からアサヨ峰にかけての地域からの記録が途絶えており、2017年には野呂川林道沿いで数例の記録が確認されたのみである。



クモバベニヒカゲ
(タテハチョウ科)

絶滅危惧ⅠB類

八ヶ岳や赤石山脈高地帯などが産地として知られ、北岳のように、高茎草本類の多い環境では個体数も少ない。八ヶ岳山麓では環境が残っているにもかかわらず消滅または個体数が減少した産地が散見される。2000年代以降、個体数が減少傾向となっている。



ミヤマシロチョウ
(シロチョウ科)

絶滅危惧ⅠB類

八ヶ岳山系から南アルプスとその前衛山系の亜高山帯から記録があったが、現在、生息地楡形山系からの記録はなく、八ヶ岳山塊でも絶滅が心配される。



クモマツマキチョウ
(シロチョウ科)

絶滅危惧Ⅱ類

釜無川上流、南アルプス連山とその前衛山地、及び八ヶ岳から知られているが、近年いずれの地域においても目撃情報が減少しており、特に八ヶ岳産の情報が無く心配される。



ベニヒカゲ
(タテハチョウ科)

絶滅危惧Ⅱ類

八ヶ岳、赤石山脈の山々（南アルプス）に分布する。南アルプス、八ヶ岳の産地では、ニホンジカの食害による影響は多少あるものの、生息地ではまとまった数の個体が飛翔する姿が観察できるが、南アルプス前衛では消滅した産地もあると考えられる。

★特定希少野生動植物種



絶滅のおそれのある野生生物のことを詳しく知ってみよう

レッドデータブックアドレス

<http://www.pref.yamanashi.jp/midori/rdbtop.html>

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例の概要

条例の目的

県、市町村、県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を守っていくことを目的とする。

条例による主な保護対策や規制等

● 指定・特定希少野生動植物種（条例第1条～8条）

希少野生動植物種のうち、知事が特に保護を図る必要があると認めて指定した種を「指定希少野生動植物種」とし、そのうち譲渡及び譲受けを監視する必要があると認めた種を「特定希少野生動植物種」とする。

● 個体の取扱いに関する規制（条例第9条～19条）

「指定希少野生動植物種」に指定された野生動植物種の捕獲、採取、殺傷、損傷は禁止（学術研究又は繁殖目的などで知事から許可を受けた場合を除く）（卵及び種子を含む）。

「特定希少野生動植物種」に指定された野生動植物種の生きている個体を販売する事業を行う場合は、知事に届出が必要。

● 生息地等の保護に関する規制（条例第20条～29条）

指定した種の保護のため、生息地又は生育地及びこれらと一体的に保護を図る必要がある区域を個体の分布状況等を勘案して知事が指定。

区域は、「管理地区」、「監視地区」に区分し、「管理地区」では、開発行為などに知事の許可が必要であり、「監視地区」では、知事に届出が必要。

また、「管理地区」においては、「立入制限地区」を指定することもあり、知事の定める期間は、原則として立入禁止。

● 罰則（条例第42条～46条）

「指定希少野生動植物種」を許可を受けずに捕獲・採取等した場合や管理地区内で許可を受けずに開発行為等を行った場合は、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金になる場合がある。

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例の本文等につきましては、みどり自然課のHPに掲載しております。

● 山梨県森林環境部みどり自然課 HP

<http://www.pref.yamanashi.jp/midori/index.html>

● 山梨県森林環境部みどり自然課自然保護担当

お問い合わせ先 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

TEL / 055-223-1520 FAX / 055-223-1507



やまなし森の印刷紙
この印刷紙には、
FSC®森林管理認証を
取得した山梨県有林と管理
原材料が使用されています。